

保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、前半（4月・6月・8月）の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半（10月・12月・2月）で残りの保険料を調整します。

そのため、平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、

実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。

→ **引き落とし額の間違いではありませんので、ご注意ください。**

【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合（金額は、年金から引き落とされる額です）

平成28年度の保険料額 年額 4,530円						平成29年度の保険料額 年額 13,590円					
700円	700円	700円	830円	800円	800円	800円	800円	800円	3,790円	3,700円	3,700円
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

医療保険制度の見直し 早わかり Q&A

Q なぜ保険料の軽減を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

75歳以上の方の保険料が軽減されていることにより、若者は医療費が少ないにもかかわらず、高齢者よりも高い保険料を納めています。高齢者と若者の世代間の公平を図るため、75歳以上の方のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

Q 75歳以上なのですが、私の保険料はどのくらい増えるのですか？

A 6～7月ごろに送付される保険料額決定通知書でご確認ください。

毎年6～7月ごろに、ご加入の保険者から、保険料額決定通知書が皆さまに送付されます。その通知書に、その年度の保険料が記載されますので、ご確認ください。詳しくは、ご加入の保険者にお問い合わせください。

Q 元被扶養者と、そうでない場合では、どれくらい保険料額が違うのですか？

A 元被扶養者の方の保険料は、収入額にかかわらず軽減されています。

元被扶養者の方は、年収があってもなくても、均等割額が9割軽減されています。一方、元被扶養者でない方は、年収に応じて保険料をご負担いただいています。

しかし、元被扶養者の方も、元被扶養者でない方も、同じ後期高齢者であることから、今後は、世代内の公平を図るため、段階的に軽減を見直していきます。

Q 元被扶養者なのですが、私の保険料は必ず増えるのですか？

A 元被扶養者の方でも、世帯の所得が低い方は、低所得者の軽減が適用されます。

元被扶養者の方は、平成29年度は、均等割が7割軽減になります。

しかし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割が9割軽減される場合や8.5割軽減される場合があります。

詳しくは、毎年6～7月ごろにご加入の保険者から送付される、保険料額決定通知書でご確認ください。

問い合わせ先

本庁健康福祉課国保年金係 **7 2 - 1 2 2 9**
清和支所健康福祉係 **8 2 - 2 1 1 1**
蘇陽支所健康福祉係 **8 3 - 1 1 1 1**

**75歳以上の
皆さまへ**

平成29年4月から、
医療保険料の軽減率が変わりました。

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間で世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年4月から、**75歳以上の皆さまの保険料の軽減率が変わります。**

皆さまのご理解をお願いいたします。

75歳以上の方の保険料は、

① 年収に応じて納めていただく部分（**所得割**）と、

② 全員に納めていただく定額部分（**均等割**）

と、

があります。

保険料

① 所得割額

- 一定以上の年収のある方に、年収に応じてご負担いただきます。
- 個人の年収に応じて軽減されます。

② 均等割額

- 全ての方にご負担いただきます。（全国平均年間 45,289円）
- 世帯の所得に応じて軽減されます。

+

1 所得割の額が変わる方

年収 約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は、特例的に**5割軽減**されていましたが、29年度は**2割軽減**になります。（均等割の定額部分は変わりません）

所得割	特例（平成28年度）	特例（平成29年度）
本来納めていただく所得割額	5割軽減	2割軽減
	納付額（5割）	納付額（8割）

2 均等割の額が変わる方

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、特例的に**9割軽減**されていましたが、平成29年度は**7割軽減**になります。

均等割	特例（平成28年度）	特例（平成29年度）
本来納めていただく均等割額	9割軽減	7割軽減
	納付額（1割）	納付額（3割）

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減（9割軽減、8.5割軽減）が受けられます。